

民間の同和利権

あなたの会社が同和に狙われる！

未だに切れない同和と企業の関係。何が「えせ同和」かそうでないのか、切り分けることは不可能だ。

関係者の証言と独自入手したデータから徹底検証する。

取材・文 鳥取ループ

二〇〇二年の同和对策事業の終結は、部落解放運

動団体の収入源を大きく減らすことになった。少なくとも同和对策事業費として国から公金が支出されることはなくなり、地方においても運動団体への補助金は減る一方である。

自治体と運動団体の関係については、特に各地で同和事業の終結を主張している日本共産党の議員から議会で追及されることがあるし、住民監査請求・

住民訴訟で追求されることもある。

しかし、同和にはそれ以外に、実態が見えづらく忘れられがちな一面がある。それは、民間企業・団体との関係である。特に金の問題に関して言えば、民間企業がどのように金を使うかは自由であるし、金の流れはほとんどの場合非公開なので、実態をつかむことが非常に難しい。

民間企業と同和と言えば、真っ先に「えせ同和」

が思い浮かぶかも知れない。典型的なのは、会社に突然電話をかけてきて、分厚い本を五万円程度で売りつけるといふ手口である。この種の行為については、法務省や中小企業庁が繰り返し注意喚起しており「対策セミナー」が毎年のように開かれているし、悪質なものは警察により摘発が行われることがある。

しかし、筆者が注目したのは、このようなあからさまな不当行為ではなく、半ば「お上」にも公認された利権として存在する、民間企業と運動団体との継続的な関係である。前述の「えせ同和」と呼ばれるものも、結局はそれを真似たものに過ぎない。何がえせで何が本物なのか、両者の違いに明確な境界線を引くのは難しい。例えば図書の売りつけにしても、多くの場合は法律上は全く正当な取引であつて、ごく一部が脅迫であつたとか、新聞をコピーしたものであるから著作権法違反であるといった理由で摘発されるだけである。もし同和にからむ図書の

売りつけが全て犯罪であるなら、解放新聞を売るのも犯罪になってしまふだろう。

企業と同和との関係を説明する上ための端緒として注目すべきなのが、「同企連」^{どうきれん}あるいは「人企連」^{じんきれん}と呼ばれる団体である。例えば大阪には「大阪同和・人権問題企業連絡会」、愛知には「愛知人権啓発企業連絡会」、東京には「東京人権啓発企業連絡会」がある。同様の団体は他にも長野、滋賀、京都、兵庫、鳥取、香川、広島、福岡、千葉、埼玉に存在しており、それら一三団体が連携して「同和問題に取り組む全国企業連絡会」（全国同企連）という団体を構成している（なお、全国同企連に加入していない同企連もあるので、同企連は一三団体に限らない）。

混同されがちなものに「企業連」^{きぎやうれん}「企連」^{きれん}がある。例えば「部落解放大阪府企業連合会」「滋賀部落解放企業連合会」といった団体のことである。しかし、これらは同和对策の様々な優遇措置を受ける

ために、部落解放同盟と関わりのある同和関係者が経営する企業が集まって設立されたものである。当然、一般企業が加入することはできず、同企連や企業同推協とは全く違った性質の団体である。

一方、「企業同推協」あるいは「企業人権協」という団体がある（単に同推協、人権協と呼ばれることもある）。例えば「福岡市企業同和問題推進協議会」「大阪市企業人権推進協議会」などのことである。これらの団体は同企連と同じく一般企業により構成されており、その成立経緯も同企連に似ている。これらの団体について、詳しくはまた後で述べることにする。

さて、まずは同企連の歴史を通して、同和と企業の関係史をひもといていこう。



部落地名総鑑事件と同企連の結成

過去の歴史への反省と謝罪、そして賠償の無限ループと言うと、まるで日韓関係のようだが、企業と同和の関係にもそれは共通している。

同和と企業の関係を語る上で、「部落地名総鑑事件」は避けて通ることができない。部落地名総鑑は一九七五年三月ごろに東京で興信所を経営していた坪田義嗣氏により作成されたとされる、全国五三六〇箇所の被差別部落の地名、世帯数、職業をまとめた本である。これが、企業の人事担当者向けに一部三万円で売られていた。

なお、坪田氏は兵庫県姫路市の出身で一九二〇年生まれとされるが、事件の後の消息は分からない。

部落解放同盟中央本部が発行した「部落地名総鑑」「部落リスト」差別事件 糾弾闘争の中間総括と

今後の方向」(一九七七年三月九日)に当時の経過と関係資料がまとめられている。

発端は一九七五年一月に部落解放同盟大阪府連合会に匿名の告発投書があったことだ。翌月には東京法務局が乗り出して部落地名総鑑は回収、焼却された。そして、顧客リストを入手した解放同盟により、購入企業が次々と呼びだされ、糾弾された。並行して、大阪法務局からは「同和問題の理解と認識を高めるための万全の方策」を実施するように企業に対して行政指導がなされた。つまり、企業への糾弾は解放同盟と法務局が協同して行ったと言える。

大阪同和問題企業連絡会が発行した「足跡——この十年」(一九八八年二月二二日)では、企業の担当者が出た時の様子を生々しく証言している。

「法務局から調査された時に、うちは正直に「焼いてしまった」と言っただんですが、それを証明するのがまた大変でねえ。ほんとうに苦労した。法務局は「じゃあ、その灰、持って来い」と言うんですよ

(笑)。焼いたという証拠を出さなければならいんです」(関西ペイント 清水宣行氏^{しみずのぶゆき})

このように、法務局による部落地名総鑑の回収は徹底していた。解放同盟だけなら企業も突っぱねることができたかも知れないが、行政も一緒に乗り出してきたとあっては、応じざるを得なかった。

当時の糾弾の様子も生々しく証言されている。その中でも特に壮絶だったのが北九州の「二泊三日の糾弾会」である。

「壇上にいる人たちは二日目くらいになってくるとウトウトとなる。すると「眠つとるのか」とやられるんですよ。ある会社の東京から来た人なんか部下を横においというてウトウトとなっちゃうわけですよ。

すると「立てエ!」と言われ、その部下に「お前の上司は眠つとる。どない思うか」と言うて「怪しからんと思います」と心ならずも言うわけですよ(笑)。また職安の人たちに「この企業のヤツら、怪

しからんと思うやろ？　こんなしょうもないもの
買って……。腹立つやろ？　アホ言うたれエ」と言
うと、その職安の人がまた、糾弾を受けている連中
に向かって「アホオ」と言うんですよ（笑）。ま
いったねえ、ほんとにまいった（笑）。」（同）

この北九州の糾弾会は企業関係者に知れ渡ったよ
うだ。あくまで「糾弾は勉強の場」としていた部落
解放同盟中央本部は北九州での糾弾を行った解放同
盟福岡県連を批判し、大阪など他の地域での糾弾会
では徹夜まではしなかったというが、壇上の企業担
当者を差別者として吊るし上げるスタイルは大差な
かった。

最初の部落地名総鑑がきっかけとなり、同時期、
あるいは数年前から売られていた同様の書籍も問題
とされ、それらは第二、第七の部落地名総鑑と言わ
れた。当然、それらの書籍の購入者も糾弾された。

ところで、部落地名総鑑の「元ネタ」は一九三六
年に中央融和事業協会が作成した全国部落実態調査

報告書であるという。これに、坪田氏が図書館など
で調べた情報を加えて完成した。

同様のものが「全国特殊部落リスト・全国左翼高
校教諭リスト」（第二の部落地名総鑑）、「新左翼」
と「解同」（特殊部落）の全資料」（第三の部落地名
総鑑）として発刊された。

さらに「大阪府下同和地区現況・大阪府下日共民
青他全左翼組織一覧リスト」（第四の部落地名総
鑑）という書籍も問題にされたが、これは実のこ
ろ部落解放同盟大阪府連合会が大阪府に出した解放
同盟支部の一覧が元ネタになっていた。

しかし、一九七七年五月一〇日に部落解放同盟の
関連団体である「社団法人部落解放研究所」の出版
部門（現在の解放出版社）から発刊された「大阪の
同和事業と解放運動」には、「大阪府下部落概況」
として大阪府下の同和地区の地名、戸数、職業がリ
ストとして掲載されている。

そのため、特に「第四の部落地名総鑑」に対して

は企業側の反発もあった。特に日本生命は、部落解放同盟が作成した同和地区リストがそのまま使われたことを指摘し、「これは部落地名総鑑ではない」という趣旨の説明をしていたという。しかし「買った意図が問題」ということで、容赦なく糾弾の対象とされた。

さて、この部落地名総鑑事件の一連の糾弾が同企連の結成へとつながっていくわけだが、当時の時代背景がそれを後押しした。

一九六九年に同和对策事業特別措置法が制定され、国の同和对策事業が始まったが、この法律は一〇年間の時限立法であったため、一九七九年には期限が切れることになっていた。当然、解放同盟は期限の延長を望み、国への働きかけを行っていた。

一九七七年七月、解放同盟大阪府連は大阪の部落地名総鑑購入企業に対して「特措法の強化延長について企業の皆さんにご協力をいただきたい」という要請を行った。「協力」というのは、具体的には各

企業の名前で各省市への要請、集会の開催をするということである。

すると、集会への案内状を書く必要があり、ではどのような名前で案内状を書くかということで「同和問題企業連絡会」というはんこが作られた。これが同企連という名称の誕生の経緯である。そして、先のはんこの作成費用、集会の会場の費用がかかるということ、各企業から費用を徴収するために会計係が作られ、組織化された。その後、一九七八年二月二二日に五二社が参加して大阪商工会議所で最初の設立総会が開かれ、同企連が正式に発足した。

また同時期の一九七七年十一月、当時の労働省が、一〇〇人以上の従業員を抱える事業所に「企業内同和問題研修推進員」を設定するように各企業に要請した。また、地方自治体によってはさらに小規模な事業所にも設置を要請するなど、より強い条件を付けるところもあった。

前出の「企業同推協」は推進員を設置する企業の

連携のために設立された組織である。つまり、同企連は部落解放同盟が主導して設立された組織であるのに対して、企業同推協は官主導で設立された組織である。

企業内同和問題研修推進員制度は現在では「公正採用選考人権啓発推進員」と改称されて存続している。この制度はあくまで労働局が設置を要請しているだけのものなので、企業が設置する義務はない。しかし、特に解放同盟が強い地域では、現在でも多くの企業が設置しているのが実情である。

さて、発足当時の同企連の役員企業を見ると、ユニチカ、京阪電鉄、象印マホービン、日本生命、ダイキン工業など、関西の名だたる企業の名前が並ぶ。これほどの企業が集まればその利権たるや相当なものだろうと、企業の資金力の方に目が行がちである。しかし、発足当時の同企連の会費は一社あたりわずか一万円だったという。解放同盟にとって「金」よりも企業のブランドと、「人」が重要

だったと考えられる。

一つの企業について見ただけでも、従業員数は本社だけでも何千人、子会社関連会社も含めると何万人という規模である。さらに下請け企業の従業員、従業員の家族も含めれば、膨大な数である。そして、企業の「人脈」も重要だ。大きな企業であるほど行政や政治との接点も多い。そのような企業が、部落地名総鑑を買ったという負い目により、意のままに動いてくれるのである。実際に特措法延長のための集会や署名活動に多くの企業関係者が動員され、省庁や政治家、政党への陳情に多くの企業が協力した。

例えば一九八一年には同和火災、住友電気、ダイハツ、小林製薬、関西電力、日本生命、ユニチカ、ダイキン、クボタ、住友商事、サントリー、近江屋、京阪電鉄、大同生命の担当者が特措法の延長を求めて自民党に要請活動を行った。これが実現できたのは当時自民党所属の参議院議員であった森下泰

（森下仁丹社長。森下仁丹は「第六の部落地名総鑑」の購入企業である）氏のツテがあつてのことである。

一九八五年には「部落解放基本法」の制定を求めて「全国キャラバン」が実施され、これにも多数の企業関係者が動員された。全国各地を徒歩で何十キロも行進し、地方自治体へ法律制定への協力を要請するといふものである。同様の活動は一九九〇年代にも活発に行われた。

一方、部落地名総鑑の購入者であっても、ごく小さな企業や個人は継続的に対応を求められることはなかったようだ。例えば、部落地名総鑑を個人で購入して顧客リストに掲載された数少ない一人である、伏見^{ふしみ}宰府^{さいふ}氏から当時のことを聞くことができた。

伏見氏の場合、実のところ全く個人で買ったというわけでもなかったという。しかし、購入者リストには個人として載せられていたためか、糾弾会や法

務局へは個人として呼び出されたという。

「二時間位の糾弾会に、二回出席しました。あとは、法務局へは一回だけ呼びだされて行っただけです。相手はもちろん私の会社のことは知っていて、会社にも連絡が来ましたが、会社側が継続して何かするといふことはなかったし、私が会社をクビになるとか、実害を受けることはなかったですよ。こうやって家まで来たのもあなた（筆者）が初めてです」

ちなみに、そもそもなぜ部落地名総鑑を買ったのか。それは単なる「興味本位」だという。

「亡き父から部落のことは聞かされたので……。地名総鑑事件の後には色々と悩みました」

一方、企業は何のために本を買ったのか？ これはいくつの場合「人事対策」のため、はっきり言えば就職差別のためである。しかし、ほとんどの企業担当者には「同和」とは何か理解していなかった。それでも部落地名総鑑を購入する企業があつたのは、新

左翼などの活動家対策のためであり、実際に部落地名総鑑もそのように銘^{めい}打って売り込みがされていた。これを理解するためには、当時の時代背景を知る必要がある。

そもそも日本では、GHQ占領下の一九五二年までは「レッドパージ」（赤狩り）が公然と行われ、日本共産党の党員は公職や主要な企業から追い出された。これを政府が主導したことは本来は憲法違反であり、裁判も行われたが、「占領下に行われた超憲法的な措置」ということで結果的に追認されている。このように企業の人事における「思想による差別」は当たり前のことであり、司法も認めている状態だった（この状況は事実上現在も続いているので、過去形ではないかも知れない）。

一九七二年二月一九日に「あさま山荘事件」が起る。説明するまでもなく、これは新左翼の一派である連合赤軍が軽井沢のあさま山荘に人質を取って立てこもり、警察との銃撃戦になった事件である。

この事件により、連合赤軍が仲間に「総括^{そうかく}」と称して凄惨なリンチを加えて殺害していたことが明るみになり、それまでは世間から少なからずシンパシーを抱かっていた新左翼運動が支持を失い、新左翼Ⅱ過激派との認識が広まるきっかけとなった。

一九七三年一月一二日に「三菱樹脂事件」の最高裁判決が出された。これは憲法一四条（平等権）は国と個人との関係を規律するもので、私人間に直接適用されることはなく、それゆえ法律による特別の制限がない限り、企業の経営者が誰を雇い入れるかは原則自由であるという趣旨の内容である。言ってみれば、司法が就職差別を容認したと取れる内容であった。（皮肉なことだが、三菱樹脂は現在では滋賀同和問題企業連絡会の会員である）

一九七四年一月二二日、兵庫県養父郡八鹿町（現在の養父市）で「八鹿高校事件」が起る。これは解放同盟兵庫県連の同盟員が、八鹿高校の教職員を監禁して暴行し、四八名が重軽傷を負った事件

である。このことは、特に関西地方を中心に同和
過激派との認識が広まる原因となった。

そしてその翌年に部落地名総鑑事件が起こった。

第二、第四の部落地名総鑑はまさに「左翼」対策と
一緒にしたものであったし、最初の部落地名総
鑑も企業に送りつけられた売り込みチラシには「八
鹿高校問題の様に暴力事件、リンチ事件が発生して
社会的な問題となっています」との一文がある。ま
た、第一の部落地名総鑑を作成した坪田氏自身も、
解放同盟に対して「八鹿高校事件を知って部落地名
総鑑が商売になると考えた」と語っている。



同企連の会費はタブーなのか？

同企連の会員の多くは、部落解放同盟に糾弾され
た企業であるのに対して、企業同推協は一定以上の
規模の企業に対して行政から加入が呼びかけられた

ので、当然後者の方が圧倒的に会員数が多い。ま
た、企業同推協は官主導で設立された経緯があるた
めか、同企連よりはいくぶんかオープンである。企
業同推協の入会方法や年会費は聞けば教えてもらえ
る。また、その額も中小企業では数千円程度と、
「良心的」な額と言える。

しかし、同企連の会費となると不透明なことが多
い。

元祖同企連である大阪同企連の場合は、会費の基
準を隠しておらず、企業の従業員数によって違うが
一社あたり二〇万円前後である。

しかし、トヨタ自動車、アイシン精機、デンソー
など、トヨタグループの名だたる企業が加入する愛
知人企連はどうか？ 公表はされていないが、後で
述べる通り筆者の調査では大阪同企連と大差ないこ
とが分かっている。

最も気になるのは東京人企連だ。こちらはソ
ニー、電通、ソフトバンク、東芝など首都圏に本社

を置く名だたる企業が名を連ねている。会費はどうなのだろうか。しかし、東京人企連は異常にガードが固く、直接聞いても年会費を教えてもらえなかった。

そこで、一つのアイデアが筆者に提案された。東京人企連会員企業の株を買って、株主総会で質問したらどうだろうというのだ。株主であれば、その企業の予算について質問するのは全く正当なことであるはずだ。

二〇一二年に「在日特権を許さない市民の会」(在特会)メンバーがロート製薬に押しかけて、韓国入タレントをCMに起用した経緯について問い詰めて強要罪で逮捕されたことがあったが、そんな事をしなくても株主総会で質問すればよかったのである。

もっとも、新手の総会屋と疑われそうな気もするが、別に利益供与を求めるわけでもなく、単に質問に答えてもらいたいだけなので、何の問題もない。

さて、筆者が目をつけたのは、大手ゼネコンの「大林組」である。大林組は東京人企連に加入しており、二〇一一年には子会社の新星和不動産しんせいいわ(後大林新星和不動産と改名)が大阪同企連に加入している。大林組の名前は部落地名総鑑購入企業の名簿には見当たらないが、それゆえに同企連に加入した経緯も興味深い。また、建設業界は東日本震災の復興特需の真つ最中であり、純粋に投資先としても悪くない。

早速筆者は大林組の株を買った。さらに念のため過去の株主総会議事録を見せてもらい、株主総会でのような質問がされるものなのか確認した。

株主からの質問で多いのは、当然ながら様々な事業における収益についての質問である。例えば東京スカイツリー建設の採算性はどうか、ドバイでの事業で損失を出したがどういふことなのか、といった具合だ。ただ、政治がらみの質問もないわけではなく、過去に政治献金の額を開示して欲しいという質

問に対して、大林組が自民党に献金した額を具体的に回答している。ということは、同企連の会費くらい答えてもらえてもよさそうなものだ。

二〇一三年六月二十七日の第一〇九回定時株主総会に向けて大林組に「事前質問状」を送付した。質問内容は次の通りである。

1・二〇一一年に子会社となった新星和不動産株式会社が、それと同時期に大阪同和・人権問題企業連絡会に加入していますが、その理由と加入にあたっての社内決裁の経過、昨年度の会の年会費および研修費用などの関連する支出の内訳、人員の延べ動員数、活動内容をご説明ください。

2・大林組本体は東京人権啓発企業連絡会に加入していますが、そもその加入した経緯、昨年度の会の年会費および研修費用などの関連する支出の内訳、人員の延べ動員数、活動内容

をご説明ください。

3・二〇〇五年四月二二日に御社の戸塚武彦氏が東京人権啓発企業連絡会第二六回定期総会で、「現在、各党において議論の行われている人権擁護法案としての人権侵害救済制度の法制化に向けた動きには、特に注目し、企業の立場から制定に向けた取り組みを継続して参ります」と発言したと東京人権啓発企業連絡会のホームページに掲載されておりますが、大林組は今現在でも会社として人権擁護法案あるいは人権救済法案を推進しているのでしょうか。

4・御社が東京人権啓発企業連絡会に加入していることは、経営上どのようなメリットがあるのか、その費用対効果について貸借対照表あるいは損益計算書のどの部分に反映されるのか説明ください。

一つ目は、筆者がおおよそ分かっている大阪での

状況について正確に答えてもらえるか確認するための質問。二つ目は筆者が一番知りたい事柄。三つ目は政治的にナーバスな問題である「人権擁護法案」について、どう反応するか見るため。四つめは、これもまた筆者が一番知りたい事柄である。

さて株主総会当日、質疑応答の時間になると、はらだしょうぞう原田昇三副社長が真つ先に筆者の質問に答えた。当日の回答を議事録から引用すると次の通りである。

1 について――

当社は、かねてより人権を尊重し差別の根絶に取り組むことは企業の社会的責任であると認識し、グループをあげて取り組んでいる。また、大阪同和・人権問題企業連絡会（以下、「大阪同企連」）は、人権尊重の企業づくりに取り組むとともに、企業の立場から人権が確立した社会の実現を目指して活動している団体であると

認識している。

したがって、新星和不動産は平成二三年六月に当社の子会社となったが、同社においても当社グループの一員として人権問題に真摯に取り組むため、平成二四年四月に大阪同企連に入会したものである。

また、大阪同企連の啓発講座や研修会に対し、昨年、新星和不動産から五名参加している。

会費については、具体的な金額は回答を差し控えるが、大阪同企連への入会が人権問題に取り組んでいくために有益であることから、適正な額であると認識している。

2 について――

東京人権啓発企業連絡会（以下、「東京人企連」）は会員各社が社内での研修・啓発に取り組む、人権意識を高め、差別のない企業づくりを通じて、人権尊重を企業文化として定着させる

ことを目指し、研鑽することを目的として活動していると認識している。当社はそうした活動が当社における人権啓発活動にも有効であると判断して、昭和五十七年一二月に東京人企連に入会した。

会費については、大阪同企連と同様に適正であると認識しているが、具体的な支出額は回答を差し控える。

3 について

当社は、人権を尊重して差別の根絶に取り組む企業として、人権が擁護される住み良い社会が構築されることについては大いに歓迎する。しかし、そのための方法論や法制化される場合の法案の内容については、当社はコメントする立場にないため、回答を差し控える。

4 について

当社は企業の社会的責任、CSRを果たしていくことを経営の根幹に据え、その重要な基盤

の一つとして、人権の尊重を位置づけている。活動に伴う費用については、一般管理費として会社の損益の中に含まれているが、その効果は損益計算書や貸借対照表に直接的に数値として表れるものではなく、当社の社会的信用につながり、ひいては業績に貢献していると認識している。

実際に株主総会でも口頭でこのように答えた。結局一番重要な会費については回答を得られなかった。分かったのは大林組が同企連に入会したのは昭和五十七年一二月であり、同企連の結成から四年後とやや後発であるということだ。そして、人権擁護法案・人権救済法案については自民党内でも物議をかもした事柄であるから、実質的にノーコメントということなのだろう。

この質問の直後、別の株主がこんな質問をした。「大阪同企連及び東京人企連の会費の額について、

原田副社長が回答を差し控えるとのことであったが、本件は事前に質問状を送付しており、会社法第三一四条に基づき説明義務があると考える。説明を拒否することであれば、同法施行規則第一号から第四号のいずれに該当するのか説明して欲しい」

これに対し、白石達^{しらいしとあむ}社長の回答が次の通りである。

「本質問は会議の目的事項と直接の関係がないため、説明を差し控えるものである」

これに対しては、会場がどよめいた。ここまであからさまに隠すという姿勢では、さすがに違和感を持たれたに違いない。政治献金の額でさえ公表しているというのに、同和が絡むところまでガードが固いということは、やはり企業にとって同和は最高レベルのタブーということが改めて確認された瞬間だった。



愛知人企連会員企業の場合

かくして、正面から企業と同和の関係を問う試みは失敗したわけである。正面から聞いても教えてもらえないのであれば、答えは一つ、正面以外から情報を引き出すしかない。

ということ、筆者は企業の人権・同和関係の予算に関する、ごく最近の資料を入手した。とは言っても大林組のことではなく、愛知人企連に属する、とある大企業の内部資料である。そこから企業と同和の関係を読み解いてみようと思う。

資料によれば、愛知人企連の年会費が二〇万円前後である。この額は数千人から数万人の従業員を抱える愛知人企連会員企業にとっては微々たる額であろう。しかし、人企連に入った企業には、年会費以外にも様々な支出が付いて回るのである。

例えばほぼ毎週のように人企連の「情報交換会」のための予算が支出されている。金額は飲み代程度の額なので、実際に飲み会なのだろう。

また、年に一回「全国同企連集会」があり、出張旅費・参加費などに一〇万円程度が支出される。他にも「人権・同和問題企業啓発講座」や同和地区の視察を行うフィールドワークが年に何度かある。その額から、おそらく二人の従業員が同和担当として当てがわれていることがうかがえる。

また、同和に関わる支出は人企連によるものだけではない。会社は「社団法人部落解放・人権研究所」と三重県津市にある「反差別・人権研究所みえ」にも加入しており、これらの年会費が五〜六万円かかる。部落解放・人権大学愛知講座にも従業員を参加させており、これにも同じくらいの金額がかかる。

そして、ある時は部落解放同盟大阪府連委員長であり近畿大学（なお、近畿大学は「第四の部落地名

総鑑」の購入者名簿に載っている）教授でもある北口末広氏による、役員と部長級以上を対象とした人権講演会が行われ、一回の講演で約二〇万円＋交通費が支払われている。この講演は、会員企業が各社持ち回りで受けることになっているようである。

さらに、こういった講演の際の講師の接待、部落解放同盟愛知県連合会との交流会といった行事にも、一回数千円から数万円が費やされる。企業関係者によれば、他にも様々なところで同和への支出があるはずだという。

「本社の秘書室には、解放同盟の関連団体から購入させられた解放新聞・部落解放・ヒューマンライツといった書籍が社員の目に触れないようにひっそりと保管されている場所があると聞きます。こんな物は誰も読まないし、かと言って捨ててしまうのも怖いので、そうしているのでしょう」

こうして同和関係の支出は少なくとも年間で数百万円はあると考えられる。また、これらの活動は社

員が勤務時間を割いて行うので、もちろんその分の給料も会社持ちだ。その結果、社員はさぞ人権意識が高いのかというと、実情はこのようなものだそう
だ。

「二〇年くらい前のことですが、従業員の通勤経路について注意喚起するために「生活道路として地域の住民に配慮して通行を自粛すべき経路」を地図に示した資料が回されたことがありました。それは見る人が見れば、どう考えても同和地区のことなのですが、特に問題にならなかったですね」

なるほど、同和を避けるにあたって、解放同盟に突っ込まれない絶妙な言い回しである。この言い回しを開発するには、確かに高い人権意識が要求されるかも知れない。

ちなみに、この企業が愛知人企連に加入した理由は、過去に「差別事件」を起こしたからである。

「実はウチの会社は昔部落差別事件を起こして糾弾されて、いろいろと無茶な要求を解放同盟からされ

た」と事情を知る従業員が語っていたという。



NTTグループと同和

二〇一一年、NTTドコモの子会社で働いている人物が、このような話をしていた。

「ドコモにて同和問題の講演をしたときの録画映像を研修で見ました。講演の講師は川口泰司かわぐちやすしさんという方でした。関西の人で部落出身の方ですが、話がとても上手な方で、笑いあり涙ありの講演でした。部落問題について、こういう伝え方もあるんだなと思います。おそらく今回の録画映像はドコモグループで派遣社員含め全社員対象で観られるのだと思います」

NTTはドコモだけではなく、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェア、NTTデータ、NTT都市開発、NTTファシリティーズといった

グループ企業が東京人企連の会員に名を連ねている。

ご承知の通り、NTTは一九八五年にそれまで特殊法人であった電電公社が民営化されたことにより発足した企業グループである。NTTと同和との付き合いは電電公社時代から始まっていた。

一九六三年から二〇〇五年までNTTで働いていた、佐山真（仮名）氏から当時の話を聞くことができた。

「電電公社というのは半官半民の会社ですから、同和研修は同和事業を行うという国の方針があつて、経営側から始まったものです。また、電電公社も過去に解放同盟から糾弾されたことがありました」

佐山氏によれば、入社した当時は同和研修といったものはありませんでした。同和研修が始められたのは、一九七〇年代の終わりごろ、つまり部落地名総鑑事件の頃である。しかし、電電公社は部落地名総鑑を買っていない。一方、採用選考で身元調査をし

たとして部落解放同盟から糾弾されたことがある。また、社員寮で差別落書きが見つかったて糾弾されたこともあったという。

佐山氏は最初の頃は同和研修に特に関心を持たなかったが、ある事件をきっかけに、同和研修のあり方に反発を持つようになった。それが前出の八鹿高校事件である。

「私の母校は八鹿高校なんです。恩師が何人も暴力を受けたのに、警察も行政もともに対処しないし、解放同盟は暴力はなかったと言っていました。それで、八鹿高校のOBで「被害者を支援する会」を作りました。また、全電通の幹部が八鹿まで調査に行ったそうです。もちろん、暴力があつたのは間違いのない事実ですよ」

全電通とは、総評系の「全国電気通信労働組合」のことであり、電電公社では主要な組合で、九八%の従業員はこちらに加入していた。一方、佐山氏が加入していたのは通信産業労組で共産党系の弱

小組合である。しかし、佐山氏は別に共産黨員という訳ではなく、通信産業労組に入るまでには複雑な経緯があった。

「私は最初は全電通の組合員でした。一九六六年に国鉄で労働争議があって、国労（国鉄労働組合）の応援に行ったんです。しかし、大阪環状線の電車を停めたのと、警官を蹴ったということで、威力業務妨害罪と傷害罪で私を含め五、六人が逮捕されました」

そのため、裁判が終わるまで会社からは停職ということになり、その代わり書記として組合で専従することになった。そして一三年後、裁判の結果執行猶予付きではあったが有罪が確定し、懲戒免職となり、それに伴って組合からも離脱した。

しかし、直後に再雇用され、その時に半ば御用組合になっていた全電通を嫌って通信産業労組の方を選んだということなのだ。

部落問題に関して言えば、全電通は社会党系、そ

れゆえ同じく社会党系である解放同盟に近い立場であり、全電通が組織として解放同盟に逆らうような活動はできなかった。

「経営、組合、部落問題、これはそれぞれ別のものです。同和研修は経営側がやっていることですから、組合は関係ありません。そうなのだから、同和研修の内容は中立であるべきなのに、解放同盟の方針でやるから疑問を持ったのです」

佐山氏をはじめとした会社の同和研修のやり方に反発した従業員が、一九八六年に電通部落問題研究会（部落研）を設立した。もちろん、どちらかと言えば反解放同盟の研究会である。解放同盟の方針に反発した、主に共産党系の元解放同盟員が結成した全国部落解放運動連合会（全解連、現在の全国地域人権運動総連合（人権連））から講師を招いて、数十人規模で独自の研修を行っていたという。

しかし、この活動は長くは続かなかった。直後に部落研の会長が死去してしまい、佐山氏も他の事で

忙しく、世話人がいなくなってしまったことから、続けられなかったという。

もちろん、だからと言って、その後も佐山氏が会社の同和研修に出ることはなかった。というより、経営側が組合とのトラブルを嫌って通信産業労組の従業員に研修の案内をしなくなった

「会社の同和研修への参加は、建前としては自由です。出なかったからと言ってペナルティはないと会社は言いますが、出ないと評定に影響が出るのではないかと言われていました。もちろん、そんなことが明文化されているわけではないですが、ただ「空気」としてそのようなものがあるということです」

確かに、サラリーマンとして働いた経験のある読者であれば、何となく理解できるのではないだろうか。

「全電通の組合員は、組合からも同和研修に出るように言われていました。研修に参加しない者は差別者だと、そういうことをほのめかすのです」

栃尾氏は、もはや部落問題には関わっていない。筆者が冒頭で述べたNTTドコモ子会社の同和研修のことを話すと、「まだやっているのか」と驚いた。

ちなみに、NTTと言えばこんな話もある。

同和对策事業の末期時代、大阪市のある隣保館の職員だったという人物によれば、当時隣保館に公衆電話を設置するように地元の解放同盟等から要請があったのだが、当時のNTTは公衆電話を削減する方針だったためか、NTTに頼んでは何度も断られ続けていたという。しかし、市役所の同和担当部所を通じて要請したところ、スムーズに事が進んだという。

「（本庁に相談したら）NTTの「同和担当部署」の課長だったかが即刻飛んできて、「なぜウチに連絡くれないんですか」と真つ青な顔でやってきて、あつという間に、公衆電話がつかまりました。」



同和と企業は持ちつ持たれつ？

企業と同企連の関係はえせ同和と紙一重である。

総会屋のような会社ゴロは厳しい取り締まりによりほぼ一掃されたが、同和と企業の関係は終わる気配がない。部落地名総鑑事件から四〇年が経過した今も、なぜ企業は同和との関係を断つことができないのか。

この当たりの事情をよく知るといふ、関西のとある人権団体関係者から話を聞くことができた。

「それは、解放同盟と行政が一体だからです。解放同盟に逆らうと、許認可権を持つ行政から企業が嫌がらせをされるからです」

しかし、国の同和事業が終わり、地方においても同和事業は縮小される一方で、解放同盟と行政が離れたところある今、解放同盟の行政に対する影響力も衰

えつつある。そのためか、解放同盟と企業の間関係も「逆転」しつつあるという。

「企業は不祥事つぶしのために解放同盟を利用してします。解放同盟も企業に離れられると困るから、差別事件があったとしても、同企連の企業のことは解放新聞に書かない」

また、同企連に入っていくら学習やら啓発をやったからと言って従業員意識が全て変わるわけでもないし、大きな企業ならそれなりに「差別事件」というのはあるものだという。そして、いざというときに同企連会員かどうかで差が出てしまうものなのだ。

解放同盟滋賀県連の事務局に出入りしていたという関係者に聞いてみると、解放新聞が同企連会員企業の不祥事を書かないというのは当然のことだといふ。

「同企連に入っていれば、差別事件があっても解放同盟に載らないですよ。これは、他の府県でも通用

します。例えば大阪の同企連に入っていれば、解放新聞大阪版はもちろん滋賀版にも載りません」

しかし、同企連に入っていれば、愛知人企連の例のように、会費以外にも様々な支出が必要だ。例えば、滋賀ではこんなことがあるという。

「同企連の会合の度に、滋賀県人権センターが一冊二〇〇〇円の冊子を企業に売っています。年に一〇冊くらい同じ冊子を買う人もいますね」

また、同企連に入らなくても、解放同盟に差別事件のことを書かせないようにし、なおかつ糾弾をやめさせる方法があるというのだ。

「解放新聞滋賀版には年初と夏の二回、企業の広告がまとめて載ります。ほとんどは同企連会員企業の広告で、毎回同じような企業が広告を載せています。だけど、時々単独で企業の広告が載ることがあります。あれは、糾弾されかけた企業で、解放同盟と何かしらの裏取引があったと見るべきです」

また、同企連に入っていないにも関わらず、ある

年から突然広告を出すようになった企業も、糾弾されかけた企業だろうということだ。

具体的には、糾弾されそうになった企業が、菓子折りでも持って解放同盟に行き、広告の掲載を申し込む。ついでに、広告料の他にいくぶんか上乘せした金額を支払う。そうすると、「差別事件」のことは解放新聞には載らないし、糾弾されることもないのだという。

「例えば役所に同和地区の場所を問い合わせたとかで問題になりかけた場合に、解放同盟にツテのある人に相談して、そういう方法を紹介してもらってるんじゃないかな」

過去の解放新聞滋賀版を調べると、確かに年に二回、それぞれ「新年のあいさつ」と「暑中見舞い」という名目で、まとめて企業の広告が乗っている。しかし、二〇一二年にはやや時期がずれて「残暑見舞い」として、広告を掲載している会社が一社だけあった。広告主は、東近江市にある小林事務機とい

う会社である。

どうして解放新聞に広告を掲載したのか、小林事務機に聞いてみると「担当者に確認しましたが、その件についてはお答えはいたしかねます」とのことだった。

ちなみに広告料は、二〇〇八年の時点では一段七

行で五〇〇〇円である。一面にこの広告が五四個掲載可能で、広告がまとめて掲載されるときは少なくとも三面くらいの紙面が広告に割かれる。それが年に二回である。単純計算すると、解放新聞滋賀版の広告収入は少なくとも年あたり一六二万円あるというわけだ。

暑中お見舞い申し上げます 2015年 盛夏

いつも笑顔とともに
あなたのそばで
あなたの暮らしとともに



AL PLAZA
滋賀県彦根市小坂町31
TEL 0749-58-1001 FAX 0749-58-1002
URL: http://www.alplaza.co.jp/

Innovation for Tomorrow

ダイハツ工業株式会社
滋賀(電王)工場

ハイテクガラスで未来をつくる

日本電気硝子

●本社 〒520-5839 大津市南二丁目7-1
TEL 077 (537) 1700

ユニバーサル製法株式会社
Universal Can 滋賀工場

近江鉄道グループ
URL: http://www.ohmifutudo.co.jp/

●近江鉄道株式会社 TEL 0749-22-330110
●近江タタコン株式会社 TEL 0749-22-330110
●近江タタコン株式会社 TEL 0749-22-330110

草津市職員
労働組合連合会

広げよう 笑顔あふれる 人の和を
草津市・草津市教育委員会・草津市同和对策本部/草津市議会

“大切な人を想う”のいばら近く。

日本生命
NIPPON LIFE

日本生命保険相互会社 滋賀支社
〒520-0056
滋賀県大津市幸町1-1 日本生命大津ビル7F
TEL 077-522-1509 / FAX 077-521-0008 814141-363

設立50周年
“人権教育の原点は
児童を人として尊び
生命を大切に保つる保育に”
滋賀県人権教育研究協議会

滋賀県人権教育研究協議会
やさしさ・ふれあい
JA滋賀同和对策本部
役職員一同

平和と人権、安心の社会システムを築く
部落解放滋賀県民会議
大津市松本2丁目10-6 連合福祉会館3F
TEL 077-523-0500
議長 山田 清

◆人権尊重のまち
米原市
米原市同和对策本部
米原市教育委員会

人権確立の
社会へ向けて
NOSAI 滋賀
滋賀県農業共済組合
組合長 山下 英利
〒520-0051
大津市橋本一丁目14-17
TEL 077-524-4688
FAX 077-521-0167

滋賀県人権啓発企業連絡会
代表理事 菅原 洋二
役員 一同

息郷地域総合センター

米原市議会

米原市立小学校(9校)
米原市立中学校(6校)
米原市立幼稚園、認定こども園(5園)
米原市教育センター

特定非営利活動法人
ヒューマンネットワーク米原

米原市
人権教育
推進協議会
会長 春日 敬三

湖北地区農協
同和对策推進
連絡会
会長 高橋 賢一
滋賀県米原市長 伊藤 隆

米原市人権
総合センター

和ふれあい
センター
三菱物産株式会社
山梨工場
〒521-0024
滋賀県米原市井之口347
TEL 0749-55-3000
FAX 0749-55-2888

暮らしのこと、農業のこと
みなさまの“JA”
JAレック伊吹
〒521-0023
TEL 0749-52-0632
FAX 0749-55-2888

日々新しいもの 大きなものへ
大塚シリープ印刷株式会社
滋賀工場 〒521-0325 滋賀県米原市藤川1650
TEL 0749-58-1001 FAX 0749-58-1456
URL: http://www.otsuka.co.jp/

ヤンマー農機
製造株式会社
伊吹工場
米原市野一色331番地

暮らしのこと、農業のこと
みなさまの“JA”
北びわこ
農業協同組合
〒521-0023
TEL 0749-52-0632
FAX 0749-55-2888

2015年の解放新聞滋賀版暑中見舞い広告。企業だけでなく自治体や労組の広告も。

部落解放・人権政策
確立の県民運動を
推進しよう

解放新聞

部落解放同盟滋賀県連合会
大津市におの浜四丁目1番14号
電話 (077) 522-8290
発行所 滋賀版 本 部 会
印刷所 大津印刷所 電話
電話 (077) 544-0190
年 額 2,400円 (送料別)

高校生の力で部落解放運動の 新たな風を吹かそう! 来年は高知で!



五津会での文化祭で、伊賀市の「まゐり人権バンド」の演奏で会場は盛り上がった。

部落解放同盟滋賀県連合会では、今年度の文化祭で、伊賀市の「まゐり人権バンド」の演奏で会場は盛り上がった。このバンドは、部落解放同盟滋賀県連合会が、県内各地の高校生を招き、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

残暑お見舞い申し上げます

あいちカンパニー
夜間システム業務・オフィス系・事務用品
小森事務機株式会社
代表取締役 小森 和
本社 名古屋市中区栄町1-1-1
電話 052-231-1111
名古屋支店 名古屋市中区栄町1-1-1
電話 052-231-1111
大阪支店 大阪市中央区南船場4-1-1
電話 06-6555-1111

部落解放同盟滋賀県連合会では、今年度の文化祭で、伊賀市の「まゐり人権バンド」の演奏で会場は盛り上がった。このバンドは、部落解放同盟滋賀県連合会が、県内各地の高校生を招き、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

第44回全国高校生集会
7/30-31
第44回全国高校生集会が7月30日、31日の2日間にわたって、三重県桑名市で開かれた。21都府県連合会から53人の高校生が参加し、この集会で、部落解放同盟滋賀県連合会が、県内各地の高校生を招き、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。このバンドは、伊賀市の高校生が中心となり、音楽を通じて部落解放運動の新たな風を吹かそうという目的で、今年度初めて開催された。

あなたの会社が同和に狙われる

時期がずれて掲載された「はぐれ広告」(左下)。

仮に不祥事つぶしで儲けようという意図が解放同盟側になかったとしても、解放新聞に金を払って広告を掲載した企業を叩きづらいというのは人情というものだろう。人情と言えば、前出の人権団体関係者は差別事件があった時に企業名が解放新聞に載るかどうかは他の要因も関係するという。

「差別事件が解放新聞に載る場合も、社名が伏せられている場合とそうでない場合があります。社名が伏せられるのは小さな企業。会社が潰れてしまつては元も子もないし、その会社の従業員の生活もあるからね」

もう一つの疑問、同企連会員企業の中には部落地名総鑑を買っていない企業もある。どのような企業はどのような経緯で同企連に入ったのだろうか。

一九九〇年代、社団法人部落解放・人権研究所が発行する月刊誌「ヒューマンライツ」に、「ザ・企業訪問」というシリーズ記事が掲載されていたことがある。その中で、各同企連会員の担当者が自社で

の同和問題に対する取り組みを語っている。当然「実は当社は部落地名総鑑を購入していて……」というパターンが多いのだが、中にはそうでないものがある。それでも、何らかの差別事件を契機としていくことが多い。

例えば富士火災海上保険。これは一九八二年四月に発覚した「損害保険リサーチ差別事件」がきっかけである。これは大手損害保険会社が共同で設立した株式会社損害保険リサーチが社員の身元調査をして、部落出身者を辞めさせるための工作をしており、さらに社内向けの冊子に「解放同盟は怖い」「トラブルや同和は避けること」といった記述がされていたとして、損害保険会社一九社が糾弾された事件である。

カネボウの経緯に至っては、部落問題とは直接関係がない。これは一九八七年に「黒人差別をなくす会」からガムの包装紙が黒人差別にあたると指摘を受け、商品の生産中止と回収により会社が大打撃を

被ったことが契機とされている。

ちなみに、この「黒人差別をなくす会」は、大阪府堺市の小学生の発案で作られた団体で、もちろん黒人による団体ではない。しかし、出版社など様々な企業に「黒人差別である」とクレームを入れて、その結果黒人に関するあらゆる表現が自粛された。まさに、八〇年代、九〇年代に吹き荒れた、「言葉狩り」と呼ばれる人権にからむ表現規制を象徴する団体である。

電通は一九八三年九月に京都新聞に掲載された広告で、司馬遼太郎しばりょうたろうの「竜馬がゆく」の中に出てくる、被差別民を意味する「ちようりんぼう」という言葉を用いたため、広告代理店として司馬遼太郎もろとも糾弾されたのがきっかけである。

「当たり前田まえだのクラッカー」で知られる前田製菓の場合、少し変わっている。前田製菓は大阪でも二、三番めの規模の同和地区である堺市さかい協和町きわちやうに工場があり、そのことが同和問題の解決に熱心な理由の

一つであるという。

また、最近になって同企連に加入した企業もある。コカ・コーラウエストは、大阪府八尾市やおで社員が「同和地区の自動販売機は壊されやすい」と発言し、解放同盟から糾弾されたことが発端となり、二〇一二年に大阪同企連に加入した。その他、最近大阪同企連に加入した企業としては医薬品・医療機器取扱業者のアルフレッサがあり、東京人企連にはドン・キホーテ、吉本興業、ライジング・プロといった企業が二〇一〇年以降に加入している。

企業の名前を見ると、同和問題以外の不祥事を起こした企業も目につく。例えばドン・キホーテは二〇〇四年に放火事件があり、被害者だったにも関わらず店舗の防火体制等が批判され、さらに二〇一〇年には放火事件の遺族への対応をしていた役員が、遺族対応に関するコンサルタント料と偽って横領事件を起こした。また、吉本興業と言えば二〇一一年には所属タレントの島田紳助等と暴力団との交際が

取り沙汰され、ライジング・プロも暴力団との関係を取り沙汰された過去がある。東京人企連の会員名簿には二〇〇〇年に食中毒事件を起こした、雪印メグミルクの名前もある。

ちなみに、二〇一一年に原発事故を起こした東京電力、二〇一五年に粉飾決算で揺れている東芝も、以前からの東京人企連会員企業である。

雪印メグミルクに入会の経費などについて聞いてみたところ、次のような回答で、やはり答えてはもらえなかった。

「企業として人権問題により取り組むために入会しています。ただ、いつ入会したとか、会費についてはご容赦頂ければと思います」

ドン・キホーテにも聞いてみたが、やはり同じことだった。そこでさらに、「役員の横領事件は関係あるのか」「差別事件を起こしたのか」と聞いてみると、このような答えだった。

「それは関係ありません、同企連がもともと差別事

件を起こした企業により設立されたという経緯は承知していますが、今はそのようなことは無関係に加入している企業もあります」

差別事件とは無関係に加入する企業とは、どのような企業なのだろうか。

思い当たるところがあるとすれば、いずれも芸能プロダクションである吉本興業とライジング・プロである。奇しくも二〇一五年八月、吉本興業は法務省人権擁護局と共に「人権啓発WEK」を展開し、所属芸人による人権啓発活動を行った。このことは、吉本興業が東京人企連に加入したと無関係ではないだろう。

実は、人権啓発は芸能人にとっては魅力的な市場なのである。「人権教育啓発推進法」に基づいて政府や地方自治体の機関が各地で講演会などを行うが、そこで担当者を悩ませるのは、人が集まらないことである。そこで、最近では漫才師や落語家等を呼ぶことが多い。これは、同企連会員企業が同和研

修を行う場合も事情は似通っている。

つまり、同企連にとっては芸能プロダクションと協力することで同和研修に人を集められる、芸能プロダクションにとってはギャラが手に入ると、まさにウィン・ウィンの関係だ。そう考えるとつじつまが合う。

実際、同企連に入ることと営業的なメリットがあるのか吉本興業に質問したが、回答は得られなかった。

一方、企業の合併や組織の再編に伴うものを除けば、同企連から退会する企業はほとんどない。最近の唯一の例は、二〇一五年に大阪同企連から退会した大津コーポレーションである（ちなみ、大津コーポレーションの大津は大阪の泉大津のこと、滋賀県大津市とは関係がない）。大津コーポレーションと言えば、社名が大津工業だった時代に最初の部落地名総鑑を買っており、一九七八年の設立当初から大阪同企連の会員である。それがなぜ今になって

退会したのか、試みに経緯を聞いてみると、別に筆者の側から「何か問題があったのか」と聞いたわけでもないのに関わらず、こんな答えだった。

「それは別にうちの問題だからよろしいじゃない。理事会とも話をさせて頂きまして、穏便にさせて頂いてます。何の問題もないです」（大津コーポレーション担当者）

同和にからむトラブルを起こした企業の担当者というのは、概して口が固い。とくに最近では「コンプライアンス」「秘密保持」がやかましく言われるので、その傾向は強くなっているように感じられる。

しかし、前出の北口末広氏は、著書「必携エセ同和行為にどう対応するか」（解放出版社、二〇〇六年七月一〇日）で次のように書いている。

「企業や団体などにおいて人権侵害事象や差別的な行為が発覚した場合、これらを覆い隠すのではなく真摯に反省し、公表するということです。企業や団体などの人権性、合法性、倫理性、公式性、公開性

の逸脱による弱みを覆い隠そうとする行為がエセ同和団体につけ込む隙を与えるのであり、その場しのぎの対応が問題の傷口をより一層広げてしまうことになるのです」

これについては、確かに北口氏の言うことは正しい。最初から公表してしまえば、この事実を公表するぞといった脅しはできなくなる。

また、よくも悪くも、大抵の場合「差別事件」が直接企業与える損害というのは小さく、企業ブランドに対する影響も案外小さいのが実情である。こう言っては身も蓋もないかも知れないが、顧客のなかでも「マイノリティ」の意見は、いくら声が大きくても多くの顧客には関係のない事柄であつたりする。さらに、多くの「差別事件」というのは、企業が顧客の信頼を裏切ったわけではなく、顧客でもない者が、商品やサービスの品質とは直接関係のない事柄について「それは差別だ」と難癖を付けるだけ

のケースだ。

最近糾弾された企業はどうか？ 例えば二〇一三年から「Y社住宅販売」という名前で度々解放新聞に掲載されている、群馬県の中古住宅販売会社の「株式会社カチタス」は、和歌山県に間違つて社内文書をファックスした。その文書に、ある物件について「同和地区であり、需要はきわめて低くなると思われます」と書かれていたことから「差別事件」として解放同盟に糾弾された。当時は「株式会社やすらぎ」という名前で、その後社名変更したので、「Y社」なのである。

筆者がカチタスに電話し「部落解放同盟担当の方はいらっしゃいますか？」と聞くと、確かに「部落解放同盟担当」はいたのだが、差別事件については「弊舎からお答えすることはない」という回答であつた。「公表」とは程遠い状況である。

2013年度リパティサポーター会員名簿

JFE東洋(株)	高田美穂
J-Power近畿	高田一宏(大阪大学)
J-Power近畿 崎津支部	学校法人 塚本学院
Marl Amada	学校法人関西大学
NAMISE YOSHIO	神部信子(教員)
NECシステムズテクノロジ(株)	加賀妙子
NPO法人C.I.L.I.だんない	河内町人権をまもる会
NPO法人暮らしネット21	金田茂彦
女性会連	加藤浩久
あおぞら銀行	(株)東本精工所
奥大 伊賀	(株)日建設計
南大阪大	(株)日本アグセス
南陽大	株「ンダイ東京本社
近江大学	株式会社IMAGICA
近石一朗	株式会社モリタホールディングス
アジア発展歴史センター主宰 久保井規夫	株式会社NTTビジネスアソシエ西日本
大野浩司	株式会社クボタ
徳山第一	上瀬浩子(弁護士)
新築 米吉	神山卓也
新山園子	電本良一
安西浩子(ピアノ教師)	河内長野市人権協会
新 希由	関西非正規等労働組合(ユニオンぼろぼろ)副委員長 南 守
イオンリテール(株)西近畿カンパニー	関西ベント(株)
志田茂夫	関西大学人権問題研究室
石室 浩、 淑子	関田玲子
石田勝也	菊池一成
石田利幸	岸本淳子
石橋誠司	岸本貴子
井出 博(自治体教育委員会教育部参与)	岸本康介
イトキン株式会社	北井大輔
伊藤 直宏	北川知子
伊藤 竜子	北川通子
稲葉上造(国立ハンセン病資料館学芸員)	北野元晴
井上 雅彦	北本正俊(松原市立夫美南小学校)
井上 潤博	キッコーマン食品株式会社近畿支社
井ノ山孝雄子	衣川康裕
今井愛子	岐阜県地下壕研究会
今井俊彦	北村綾子
今本弘治	木村英生、洋子
医療法人彰会南大阪病院	木村理恵(関西非正規等労働組合ユニオンぼろぼろ執行委員長)
吉崎江津子	教師駆け込み寺主宰
吉岡孝治	京都教育大学教員 伊藤悦子
西下孝子	京都府立西京京妙心寺事務局長
西高 淑	切實宏
西田明夫	近畿日本鉄道株式会社
上杉孝雄	國方安太郎
上田久子	久保田宏
上田久子	窪田孝信
上田武司	堀本 理紗
上野 利恵子	蔵谷和弘(大阪府立高校教員)
龍岡勤	栗迫浩久
宇田隆彦(株)大阪支店	栗栖悦山
海老川留	栗原佳子
梅村幸(小児科医)	栗田伊彦(矢田解放塾)
通川英昭	野馬繁行
高木 康	グレイズワークナビゲーターひろあき
江尾 美和	京阪電気鉄道(株)
遠藤賢子	神戸親和女子大学 教授
遠藤正	高野山大学人権研究会
オーウェル(株)	国際労働保障(株)
大井 真奈子	後藤純子
大川 健二	小西和治(全国在日外国人教育研究所)
大阪ガス株式会社	小林製薬(株)
大阪私立学校人権教育研究会 日清順之	小澤利昭
大阪女性史研究会 山田裕美	小山健二
大阪城南女子短期大学	斎藤 真(浄土真宗本願寺派僧侶)
大阪市立生立小学校分校(高橋)	酒井ひろゆき
大阪市立本津中学校 坂倉	酒井ひろゆきとともに歩む会
	酒匂雅夫
	阪本 敬彦

本名実姓つづきで、存続が危ぶまれている大阪人権博物館(リパティ大阪)の支援者名簿。個人や人権団体に混じって、同会連会員企業の名前がちらほらと。

ところで、なぜカチタスは糾弾されたのか？ 最近解放同盟は「土地差別」なるものを大々的に取り上げており、不動産業者など土地に関わる企業が次々と糾弾のターゲットになっている。もちろん、糾弾された企業は、何らかの形で同和地区に関わった企業である。これでは、むしろ同和地区に関わることを手控えさせるだけで、逆効果と思わざるを得ない。



同和に対抗できる企業とは？

さて、糾弾の嵐が吹き荒れる不動産業界であるが、それでもあえて同和地区の土地に目をつけている企業もある。最近、大阪の部落解放運動関係者から注目されているのが、大阪府守口市にある「富士工務店」である。なぜ注目されるのかというと、この会社が売り出している物件が、ことごとく同和地

区かその近辺にあるからだ。例えば最近では、大阪市の芦原橋駅近辺や、摂津市鳥飼野々、茨木市沢良宜といった場所の建売住宅が売りだされている。大阪の運動団体関係者はこう語る。

「あの会社のことは、解放同盟の中でもすごく話題になってますよ。大阪では同和行政をどんどん廃止になってますから、いらなくなって行政が売りに出した土地を狙って買っているのではないですか」

しかし、実際に売り出されている物件を見ると、元は民間の工場だった場所もあり、必ずしも行政が売りだした土地ではない。とすると、何か別の信念のようなものがありそうだ。

筆者がこの件について富士工務店に尋ねたところ、即座に取材拒否されてしまった。

解放同盟に糾弾されかけた、あるいは糾弾されたにも関わらず、その手から逃れた企業もある。もちろん、前述のような金で解決という方法もあるが、他にも様々な方法があるようだ。

例えば、大阪市の中堅工務店の「ヤマヒサ」は、二〇一一年に滋賀県草津市に同和地区の場所を問い合わせる「差別事件」を起こした（小舎刊「同和と在日⑤」参照）。解放同盟はこの事実を把握し、糾弾しようとしたが、結局糾弾を断念せざるを得なかった。その理由について、解放同盟滋賀県連は、ヤマヒサが対応を全日本同和会に一任すると言ってきたためとしている。

全日本同和会によればヤマヒサは以前から全日本同和会の法人会員であり、この問題はヤマヒサと草津市と全日本同和会の間の問題であって、解放同盟の動きは知らなかったという。しかし、結果的には全日本同和会の存在によってヤマヒサは解放同盟による糾弾を免れたことになる。

一方、解放同盟に糾弾されながらも孤軍奮闘したのが滋賀県湖南市こなんの「アートホームサービス」である。同社は二〇一〇年に社員が滋賀県野洲市やす内の物件について「同和地区だから家賃が安い」と従業員

が発言するという「差別事件」を起こした。また、そもそも同和地区だから家賃を安くしたとアートホームサービスに説明していたのは、この物件の管理会社であるパナホーム滋賀の従業員である。

アートホームサービスは最初はおとなしく糾弾に応じていたものの、解放同盟滋賀県連側の事実確認があまりにもズサンだったので、それについて苦情を言っただけで強気に出た。その途端に、解放同盟に態度が変わって、まるで解放同盟に対してアートホームサービスが「お客様」のような扱いだったという。結局この件については、アートホームサービスが型どおりの見解書を書いて終わりとなった。

この件は小舎刊「同和と在日⑦」で詳しく採り上げたが、実は後日談がある。

二〇一三年、ある外国人がアートホームサービスに物件を探しに来たものの、家主の都合で外国人入居不可となっていたので断った。すると、滋賀県人権センターの職員とその外国人が一緒にやって来た

という。

「うちはその外国人が、家賃三〇〇万円を滞納して別の物件を追い出されたことを調べて知っていました。そのことを言うと、人権センターの職員もすっかりとそのことを知っていて「あなたもプロですなあ」みたいなことを言われましたよ。それで、「うちは精神病者でも同和でもこぼんだりはしない、こういう商売するからはうちの自由だから、あんたらにとやかく言われたくない」と言って追いつ返ししました」(アートホームサービス関係者)

それ以来、音沙汰はなかったそうだ。

また、同和对策事業の全盛期の頃なので、かなり昔のことになってしまいが、日本中央競馬会(JRA)の元関係者がこんな話をしてくれた。

「JRAは同和との接点がかなりありました。例えば死んだ競走馬の処理をする業者というのは、やはり被差別部落の方が多かったです。それから、競馬場建設のために被差別部落の用地を買収することも

ありました。また、競走馬の世話をする従業員にも同和地区の方が多くおられましたね。当時は身元調査が当たり前の時代でしたが、こういう事をするのはよくないということ、JRAは比較的早く止めていたのです」

実際、九州でも最大級の部落である北方地区きたがたの傍らにある小倉競馬場は、昭和五年に北方地区の小作人により耕されていた農地を潰して整備されたものである。それゆえ、小倉競馬場の従業員は北方地区の住民が多い。それだけでなく、滋賀県栗東市りっとうにあるJRAのトレーニングセンターでも、このような歴史的な経緯から競走馬の扱いに長けた北方出身者が数多く働いているという。

そのため、解放同盟の力が強かった時代には、労働争議に解放同盟の関係者が出てくることがあったという。

「無茶な要求をされることもありましたが、JRAは大きな組織ですから、ちょっとした事でも全国に

影響が出てしまうので、簡単に要求を飲むことはできませんでした。そんな時、私は当時の解放同盟中央本部の幹部と幼なじみだったので、その人の名前を出したら、途端に相手の態度ががらりと変わりましたね。あれは非常に有効でした。しかし、そのことで私自身も同和関係者ではないかと疑われたのですが、さすがにそれは否定しましたよ」

そういうわけで、解放同盟関係者との付き合いもあったのだが、同和対策全盛期らしいこんなエピソードもあったという。

「ある時、付き合いのあった同和の人間の家に招かれて、一緒に酒を飲んでいたのです。その時、自分はこの家の他にもう一軒家を持っていて、それは同和住宅で今は他人に貸していると自慢するんですよ。つまり、税金で建てた同和対策の公営住宅を必要もないのに借りて、また貸して儲けているわけですね。それで私が、「そんなことをしているものの酒は飲めん」と言って席を立つたら、驚かれまし

たよ。逆にそのことがきっかけで、彼らから一目置かれるようになりました」

ちなみに、東京で勤務していた頃、部落解放同盟の創立者である故・松本治一郎参議院議員から、JRAへの裏口採用を依頼されたこともあったが、やはり断ったそうだ。

同和に対抗するためには、彼らを知ることと、少しばかりの度胸が必要と言える。

また、体面を気にする企業というのは、同和の格好のターゲットと言える。部落地名総鑑事件により同企連を組織させられた企業というのは、体面を気にして差別を行った結果、体面を気にして同和との関係を断てなくなってしまった。

同和というものが、企業の評価に与える影響は、良い意味でも悪い意味でもごく小さなものでしかない。同和に振り回されないためには、そのことをしっかりと認識しておくべきだろう。



在日と企業

人権問題と企業について、まことしやかに語られるのが同和枠の存在である。つまり、企業が同和地区住民を優先的に雇用するための枠があるのではないということだ。結論から言ってしまうえば、これは「まことしやか」どころか事実そのものである。そして、そのことは何らはばかれることなく堂々と行われた。

大阪市に「一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター」(C―^シ―^スTEP)という団体がある。

この団体は一九八一年に設立され、もとは「社団法人同和地区人材雇用開発センター」という名前であった。センターの設立趣意には「従来の雇用慣行にとらわれず、その実態を考慮した雇用の場の提供」とあり、これは端的に言えば「同和枠」を意味

する。

例えば「ザ・企業訪問」によれば、一九九〇年に福岡シティ銀行の大阪支店でセンターを通じて同和地区出身者を採用していたとある。センターには同企連会員企業はもちろん、他にも多くの企業が加入しており、同時期には九四〇社が加入していたという。

同じ頃、企業と在日コリアンの間にも同様のことが起こった。同和枠だけではなく「在日枠」も行われるようになったのである。

「ザ・企業訪問」によれば、安田生命保険では一九八三年と一九八五年に在日コリアンに対する身元調査を行って採用から排除していたことが発覚。それにより糾弾を受け、一九八八年以降、逆に大学をまわって在日コリアン学生に応募依頼を行うようになったとしている。

在日コリアンの就職については、有名な事件がある。それが一九七四年六月一九日に横浜地裁で判決

が出された「日立就職差別事件」である。この事件は日立ソフトウェアが在日コリアン二世の朴鍾碩^{パクジョンソク}氏が本名と本籍と職歴を偽って応募していたとして、一旦決まっていた採用を取り消して解雇したことについて、朴氏が慰謝料の支払いと解雇の無効確認を求めて日立ソフトウェアを提訴したものである。

結果として朴氏は勝訴した。それだけでなく、横浜地裁の判決文は「在日朝鮮人が置かれていた状況の歴史的社会的背景、特に、我が国の大企業が特殊の例外を除き、在日朝鮮人を朝鮮人であるというだけの理由で、これが採用を拒みつつけているという現実」にまで踏み込んでいた。三菱樹脂事件とは正反対の結果だが、三菱樹脂事件では一審、二審で敗訴した三菱樹脂が最高裁まで上告した一方、日立ソフトウェアは控訴せずに地裁判決を受け入れたということが大きいだろう。

この裁判を支援したのが、現在の「在日コリアン

人権協会」（八尾市）であるという。

実はこの在日コリアン人権協会は、現在は部落解放同盟と対立しており、二〇〇五年には大手ゼネコンの大成建設と、前出の解放同盟大阪府連委員長の北口末広氏を訴えた。その時の裁判の資料が協会のウェブサイトで公開されている。裁判では、お互いがお互いを「エセ同和」、「エセ人権」と非難する有様で、まさに泥沼である。

事のあらましはこうだ。協会が大成建設と人権研修を行う契約をしたが、北口氏の妨害により中止となったため、協会が大成建設に講演料の一〇万円を、北口氏に対して名誉棄損の慰謝料一〇万円を支払うことを求めたものである。

裁判資料には、企業から協会への金の流れが赤裸々に書かれている。例えば、大手旅行代理店の近畿日本ツーリストが協会関連団体に機関紙購入代金として一〇〇万円近くを支払った。また、天理教が一九九三年の在日コリアン学生に対する暴行事件

が契機として様々な名目で協会に二〇〇〇万円を支払った。さらに、キリンビールはコンサルタント料として毎月五〇万円を三年間、計一八〇〇万円を協会に支払った。このことから、北口氏は協会をエセ同和、エセ人権であると非難したわけである。

キリンビールの件は、前出の北口氏の著書「必携エセ同和行為にどう対応するか」に、固有名詞こそ出さないものの、「エセ同和」の一例として書かれている。

確かに、いずれの企業から支払われた金額は相当な額である。これは果たして妥当なのか？ 在日コリアン人権協会副会長の徐正禹^{ソジョンウ}氏に聞いてみた。

「例えばキリンビールの一八〇〇万円については、年に一〇〇回くらい研修会をやって、もしキリンで人員をつければ年に一〇〇〇万円の経費では済まないで、（協会に）委託したほうが安いということになった」

また、大成建設の人権研修の費用一〇万円という

のは、相場通りであるという。

「北口氏の講演料は一回一〇万円から三〇万円。それを年に一〇〇回くらいやっているんですよ。それに、解放同盟は企業から直接金は受け取らなくても、ヒューライツだとか人権協会とか関係団体から間接的に金を受け取っている」

なるほど、北口氏の講演料については前出の愛知人企連会員企業の内部資料と一致する額だ。

ヒューライツとは「一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター」のことである。この団体は言わば解放同盟系の在日コリアン団体であり、在日コリアン人権協会とは対立関係にあると言える。また、ここで言う人権協会とは一般社団法人八尾市人権協会であり、その理事長は北口氏と同じく近畿大学教授である奥田^{おくた}均^{ひとし}氏だ。

「経費を受け取る事自体は否定していません。しかし、金を払うから差別事件を握りつぶすようなことはおかしい」

徐氏が北口氏をエセ同和、エセ人権と非難する理由は、金額の問題ではなく、金を払った企業の差別事件を握りつぶすからだという。

例えば一九九九年に近鉄百貨店で、詐欺常習者として韓国名を持つ人物の顔写真が各部署にファックスされたことがあり、協会はそれを糾弾したが、北口氏の圧力で百貨店との関係を切られたという。また、一九九七年には神戸連続児童殺傷事件の犯人は在日コリアンであるというような放送をTBSがしたことについて協会が詰め寄ったところ、「北口氏と相談しているから」と言ってTBSは協会を相手にしなかった。

関係者は北口氏の経歴についても疑問を呈した。特に、一九九三年に近畿大学助教授になっている点だ。

「近畿大学は部落地名総鑑事件で解放同盟大阪府連に糾弾されているのに、そのポストに収まっている。もちろん、どのような経緯で近畿大学に入れた

のかは分からないけど、おかしいでしょ。例えば糾弾した側が糾弾された企業に入って給料をもらった、周囲はどのように見ますか」

さて、裁判の結果、大阪地裁では協会が全面敗訴したものの、大阪高裁では大成建設が一〇万円を協会に支払うことが命じられた。大成建設は確かに在日コリアン人権協会に人権研修の講演を委託する契約をしていたと認められたからだ。

一方、北口氏の言動には公益性があり、エセ同和、エセ人権であるとの非難も厳しい言い方ではあるが、運動のあり方に対する批判としては不当なものではないので、名誉棄損ではないとして、北口氏の勝訴となった。

結局は大成建設のひとり負けとなった形だ。



同和と宗教

さて、うって変わって次は同和と宗教界の關係の話である。同和と宗教の關係は、企業との關係よりもさらに根が深いと言えるかも知れない。

部落解放運動の出發とも言える、全国水平社が創立された一九二二年三月三日、全国水平社創立大会では三つのことが決議された。一つは最も有名な差別者に対する徹底糾弾をするという内容である。次に、機関誌である月刊「水平」を発行することである。そして、最後の一つが実は最も重要かもしれない。決議にはこうある。

「部落民の絶対多数を門信徒とする東西両本願寺が、此際このさい吾々われわれの運動に対して抱蔵ほうざうする赤裸々なる意見を聴取し、其の回答により機宜きぎの行動をとること」と

この決議に対して、両本願寺ともおおむね水平社運動への協力に同意したのだが、全国水平社とは距離を置いて自主的に取り組むとした西本願寺（浄土真宗本願寺派）に対し、東本願寺（真宗大谷派）は翌年には全国の被差別部落寺院を調査して地域の改善事業に努めると宣言して積極的に協力した。このためか、現在においても両本願寺の同和問題に対する取り組みには温度差がある。

さて、そして現在、「同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議」（同宗連）という団体がある。後で述べるが、これは言ってみれば同企連の宗教版のようなものである。もちろん、東西本願寺は加入しているし、日本基督教団キリスト、神社本庁も加入している。

二〇一二年五月、この同宗連でちよとした出来事があった。佛教タイムス（同年五月三十一日）によれば、同宗連を構成する一団体である「同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議」（大宗連）から、東西本願寺と同じく浄土真宗一派である真宗佛光寺ぶつこうじ

派大阪教区が脱退したというのである。

二〇一三年の夏、筆者はその事実を確認すべく、大阪のとある佛光寺派寺院を訪れた。住職にそのことを聞いてみると、自分は詳しくは知らないが、脱退はしておらず、少なくとも今は大宗連に入ってい

るという。

ひよっとすると誤報だったのか、そう考えつつもさらに訪ね歩くと、京都のとある西本願寺派僧侶が事情を知っているというので、早速その寺を訪れた。

統差別投書事件」の「対応要綱」に基づき、事件の問題性を宗門全体で共有していく取り組みをしています。さらには、本件における差別者が自ら名乗り出てくる環境を整えていかなければなりません。

『基幹運動推進 御同朋の社会をめざす法要』に際しての「消息」においてご門主は、「差別の現実に学んで、その撤廃に積極的に取り組む自らの姿勢を築きあげなければなりません」と言われています。私たちはこのご消息のおこころを体して、差別の現実に学びつつ、何が差別を生み出し、差別を温存させているのかを問うことを通じて、自らを問い直し、差別・被差別からの解放をめざして、具体的な実践をはじめていかなければならないのです。

1. 差別投書の概要

(1) 【第1通】 No.1

① ハガキ受信日時

2009（平成21）年12月25日（金）11時前頃

② 受信場所

兵庫教区教務所

③ 消印

神戸 21 12 24 18-24

【2009（平成21）年12月24日 18時から24時】

④ 発信者

不明 差出人欄「XXXXXXXXXX」個人名と記載

⑤ ハガキの内容

※郵便ハガキを使用

（書式）表・裏ともにすべてが手書きで書いている。なお、文体の筆跡には直線書きが多い。

（表面）

【郵便番号】650-0011

【住所】下山手通八丁目ノ一

【宛名】本願寺神戸別院

【差出人欄】XXXXXXXXXX 個人名

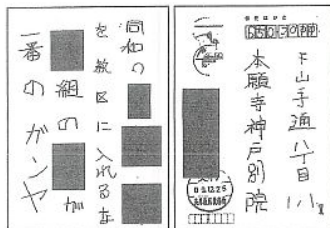
（裏面）個人名・組名

同和のXXXXXXXXXX・XXXXXXXXXX・XXXXXXXXXX

を教区に入れるな

XXXXXXXXXX組のXXXXXXXXXXが

一番のガンヤ



(2) 【第2通】 No.2

① 封書受信日時

2009（平成21）年12月28日（月）10時15分頃

② 受信場所

大谷派内の「差別事件」の対応要綱。大谷派では毎年のように「差別事件」が起きている。

「あの件で、同宗連は慌てました。それだけ佛光寺派の脱退は衝撃的だったのです。しかし、結局は佛光寺派は復帰しました。双方が歩み寄って、ひとまず今回のところは穏便に済まそうということです」（西本願寺派僧侶）

しかし、一度脱退したことは事実である。脱退の背景は、やはり同宗連が部落解放同盟の方針に沿った活動しにくいことに對する反発である。そこには、部落解放同盟と對立する人権連系の僧侶の動きがあったという。

「同宗連のはじまりは、今から三〇ほど前にあった『町田事件』です。それ以来宗教団体が次々と糾弾されて、解放同盟に言いなりにされてきました。例えば西本願寺では一二〇〇から一三〇〇ヶ寺^じ程度の被差別部落寺院がありますが、同和問題に関してはこれらの寺院が他の一〇〇〇ヶ寺を支配しているという状況です」

町田事件とは、一九七九年八月にアメリカで開催

された「第三回世界宗教者平和會議」の席上で町田^{まちだ}宗夫・曹洞宗^{そうどうしゅう}宗務総長が「日本には、部落問題は存在しない、部落問題、部落差別ということを理由に騒ごうとしている」と発言したという「差別事件」である。これに端を発して、過去帳に穢多などの身分を記載していた問題、部落民に對して差別的な戒名を付けていた問題など、宗教界に糾弾の嵐が吹き荒れた。そして、一九八一年六月に同宗連が発足した。

さて、筆者が気になるお金の問題はどうなのか？

「同宗連の分担金は年間一〇万円。同和研修の講師料は昔は一回一五万円から三〇万円でしたが、今は下がって五万円から一〇万円といったところですよ。その他にも、様々な集会や講座に動員されるとい

ふ。仏教系の主要な宗教団体のほとんどが同宗連に加えている中で、異色なのが日蓮宗である。日蓮宗は宗派の中で「人権対策室」を設置して、独自に取

り組むとし、同宗連への加入をしなかった。それは、日蓮宗の中でも力を持っていた故・中濃^{なかのうきようどく}教篤氏の影響が大きいという。中濃教篤氏は、共産党と関わりのある日本宗教者平和協議会の常任理事でもあった。

それにしても、NTTの場合と同様に、ここでも解放同盟への反発の陰には、対立団体である人権連、共産党の陰がちらついている。それとは関係なく、一般の僧侶から反発が出ることはないのだろうか。

「ほとんどの人は、部落問題には無関心です。それに、坊主もサラリーマンも、何も違いはありません。上に逆らえば昇進に響くし、面倒なことはしたくないのです」

なぜ企業は同和との関係を切れないのか、この一言がその理由を一番的確に言い表していると言えよう。